



島根県警察

印文録 | 1 大印

平成十四年十一月廿四日

(火曜日)

四 次

公休記帳

道路の交渉に關する規制の一部改正

正 錄

平成十四年十一月廿一日本日は島根県警察印文録 | 1 大印

111

を

県 警

公 休 標 誌 公 告 令

島根県公安委員会告示第112号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように改正する。

平成14年12月24日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の松江警察署の部松江市の項目

に改め

場	所	種類	摘要要
西川津町4094番地2先	楽山橋東詰交差点	プログラム多段式	
西川津町4096番地先	楽山公園北入口交差点	プログラム多段式	
西川津町4221番地先	楽山公園北入口交差点	プログラム多段式	
松江市西嫁島三丁目地内	国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点	プログラム多段式	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
松江市乃木福富町349番地1先	樋の口橋西方	押ボタン式	

警察部

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	種 類	摘 要		
松江市西嫁島三丁目地内 野代川橋北詰	押ボタン式			
場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘要
薙津町18番地先 佐陀川橋東方150メートル先の三差路の東詰	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	午前7時から午後9時まで	東進禁止	
堂形町803番地先 交差点東詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	東進禁止	
国屋町537番地1先 二ツ池南交差点の東詰	車両(軽車両及び路線バスを除く。)	日曜・休日を除く。午前7時30分から午前8時30分まで	東進禁止	
西浜佐陀町564番地先 警察学校射撃場入口交差点の東詰	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	東進禁止	

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部八束郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘要
玉湯町大字玉造9の2番地先 花仙橋東詰交差点の北詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	北進禁止	

を削る。
別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘要
片原町8番地先 篠達橋南詰から同町46番地先 中橋南詰交差点までの間の市道	西 行	230メートル	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午後9時まで	
堂形町799番地先 交差点東詰から3メートルの間の市道	東 行	3メートル	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	
国屋町537番地1先 二つ池南交差点の東詰	南東行	5メートル	車両(軽車両を除く。)	土曜・日曜・休日を除く。午前7時30分から午前8時30分まで	
西浜佐陀町582番地2先 島根県警察学校入口交差点の東詰から5メートルの間の市道	東 行	5メートル	車両(軽車両を除く。)	午前7時30分から午前8時30分まで	

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

根 県

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
玉湯町大字玉造19番地2先 花仙橋東詰交差点の北詰	北 行	10 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前 7 時 30分から 午前 8 時 30分まで		

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
上塙治町2869番地6先 三差路から同3121番地2先 半分大橋北詰三差路までの間 の市道	南方 北東行	1900 メートル	車両 (軽車両を) (除く。)	終日	

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の廿
雲警察署の部簗川郡の項中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
斐川町大字直江町5135番地1 先駐車場出入口から同町大字 直江町5133番地先までの国道 9号からの西進左折導流路 (町道1250号線)	東 行	40 メートル	車両	終 日	

THE JOURNAL OF CLIMATE

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
斐川町大字直江町5135番地1 先駆車場出入口から同町大字 直江町5153番地先北東側三差 路までの間の国道9号からの 西進左折導流路（町道1250号 線）	東行	30 メートル	車両	終日	

に改める。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
乃木福富町254番地前 交差点	東進車両の 右折南行	車 両	終日	
乃木福富町227番地11先 南方交差点	西進車両の 右折北行	車 両	終日	
薦津町18番地先 トル先の三差路	北東進車両 の右折東行	大型貨物自動 車及び大型特 殊自動車	午前7時 から午後 9時まで	

別表第5（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の直進を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の松江警察署の部松江市の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町264番地先 福富橋南詰三差路	2	
乃木福富町227番地7先 福富橋南詰三差路	1	

を

三成 警 署

場所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町340番地先 嫁島西口交差点	2	

を削り、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町268番地8先前 三差路	1	

を

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
下吉田町286番地1先 吉田児童館西方200メートル地点の三差路	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
広瀬町東比田3376番地先 湯田山荘南側三差路	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の三成警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町274番地3先 北方三差路	1	
上乃木二丁目16番20号先 交差点	1	

を

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
横田町大字下横田40番地1先 三差路	2	
横田町大字下横田44番地1先 横田入口南方交差点	1	
横田町大字寺領地内 日登大橋北詰交差点	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の木次警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
木次町大字寺領地内 日登大橋北詰交差点	1	
大東町大字須賀496番地先 八所農道入口交差点	1	
大東町大字須賀496番地先 八所農道入口交差点	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
赤来町大字上采島724番地先 金屋子神社先三差路	1	
赤来町大字上采島724番地先 金屋子神社先三差路	1	
別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中		

を

場所	横断歩道設置数	摘要
上塙治町2324番地先 出雲商業高校南方農道交差点	2	
上塙治町2324番地先 出雲商業高校南方農道交差点	2	
上塙治町2324番地先 出雲商業高校南方農道交差点	2	

に改め

場所	横断歩道設置数	摘要
塩冶有原町6丁目14番地先	1	
塩冶有原町6丁目14番地先	1	
塩冶有原町6丁目14番地先	1	

を削り、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
今市町743番地先 出雲警察署西交番前交差点	2	
今市町982番地1先 JR出雲市駅北口ロータリー北側	1	
今市町982番地1先 JR出雲市駅北口ロータリー南側	1	
松寄下町1192番地1先 交差点	1	

上塙治町2869番地6先 三差路

上塙治町3121番地2先 半分大橋北詰三差路

西園町4254番地2先 北方交差点

西園町4257番地1先 三差路

1

1

1

1

照 明

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字三絡1180番地6先 西方入口三差路	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の平田警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字中荒木2087番地1先 前交差点	3	
大社町大字北荒木334の1番地先 万代橋交差点	4	
大社町大字入南浜下交差点	1	

に改め

場所	横断歩道設置数	摘要
平田町3919番地先 三差路	1	

を削る。

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の大社警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字中荒木2087番地1先 前交差点	3	
大社町大字北荒木334の1番地先 万代橋交差点	4	
大社町大字入南浜下交差点	1	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
平田町50番地1先 平田高校入口交差点	3	
大社町大字中荒木2087番地1先 交差点	4	
大社町大字北荒木334番地1 東側万代橋交差点	4	
大社町大字北荒木334番地1 前三差路	1	
平田町50番地1先 平田高校入口交差点	4	

を

大社町大字入南962番地 6先 浜下交差点 3
に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の江津警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
和木町1148番地68先 真島ニュータウン入口三差路	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の西郷警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
西郷町大字港町字大津の二13番地 4先 西郷大橋北詰交差点	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の浦郷警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
海士町大字福井450番地 1先	1	

を削る。

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の大社警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
横田町大字下横田264番地先 原口入口三差路から同町大字横田770番地10先 横田入口三差路までの間の国道314号の東側歩道	2000 メートル	片側

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定による最高速度制限場所) の松江警察署の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度(毎時)	制限する車両	制限日	区間距離	摘要
春日町625番地先南西交差点から黒田町44番地12先北方三差路までの間の市道黒田橋本入線	30キロメートル	車、緊急自動車、けん引(③を除く)。	終日	300 メートル	

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の三成警察署の項中

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察

署の部松江市の項中			
場所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向
乃木福富町574番地前 交差点	西詰・南詰		
乃木福富町574番地前 交差点	西詰・南詰		

を削り、同項に次のように加える。

場所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
乃木福富町268番地 8 前 三差路	南北詰	
乃木福富町254番地前 交差点	西詰	
乃木福富町227番地11南方交差点	北東詰	
乃木福富町227番地 7 先 福富橋南詰三差路	東詰	
春日町625番地先 南西交差点	北詰	
黒田町95番地先 東方交差点	東詰	
上乃木二丁目16番20号先 交差点	東詰	

場所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
横田町大字横田770番地10先 横田入口三差路	東詰	
横田町大字横田719番地16先 大市西集会所南側交差点	西詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の木次警察署の項に次のように加える。		
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の木次警察署の項に次のように加える。		
木次町大字寺領地内 日登大橋北詰交差点	南詰	
大東町大字須賀383番地 2 先 魚谷橋東詰交差点	西詰	

を

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の三成警察署の項中

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の掛合警察署の項中

を削り、同項に次のように加える。

場所	摘要
指定場所に進行してべきと きた車両等が停止す べきときの方向	
掛合町大字松笠748番地1先 松笠生活改善センター前	南詰・北詰
赤来町大字上來島724番地先 金屋子神社先三差路	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	摘要
指定場所に進行してべきと きた車両等が停止す べきときの方向	
掛合町大字波多799番地1先 福田入口三差路	東詰
赤来町大字上來島724番地先 金屋子神社先三差路	南西詰

に改め、同項に次のように加える。

場所	摘要
指定場所に進行してべきと きた車両等が停止す べきときの方向	
宇那手町1341番地5先 西方交差点	東詰・西詰

場所	摘要
指定場所に進行してべきと きた車両等が停止す べきときの方向	
中野町724番地4先 東側交差点	北詰・南詰
中野町733番地4先 東側交差点	南詰
白枝町1106番地1先 交差点	北詰
松寄下町53番地先 東方約100メートル地点の交差点	北詰・南詰
上塙治町1486番地先 南方十字路	北詰
上塙治町1486番地先 南方十字路	南詰
上塙治町3121番地2先 半分大橋北詰三差路	東詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部簸川郡の項中

を

場所	摘要
湖陵町大字一部1751の4番地先 湖陵町役場西側三差路	北 東詰・西詰

場所	摘要
湖陵町大字一部1751番地4先 ハマナス保育園西側交差点	北詰・南詰

に改め、同項に次のように加える。

場所	摘要
大社町大字北荒木334番地1前 三差路	北詰

に改め、同項に次のように加える。

場所	摘要
長久町延里374番地5先 大井後橋南詰交差点	北詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大田警察署の項目

場所	摘要
湖陵町大字一部1100番地先 湖陵小学校北方三差路	北詰

を

署の項目
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大社警察署の項目

場所	摘要
佐田町大字宮内1106番地先 矢源寺橋西詰三差路	東詰

を

警察署

場

所

指定場所に進行して
べきときの方向

摘要

静間町289番地1先	西側三差路	東詰	
静間町217番地1先	北側三差路	南詰	
長久町長久ハ45番地6先	北側交差点	南詰・北詰	

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項中

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
朝日町590番地先JR松江駅東交差点から同町575番地先JR松江駅前交差点東方50メートル地点までの間の主要地方道松江停車場線の当該道路の中央から南側の部分	車両 (二輪のもの) のを除く。	午後8時 から午前8時まで	85 メートル	片側
殿町130番地先西側交差点から同町158番地先県民会館東側交差点までの間の市道県民会館東線の当該道路の中央から西側の部分	車両 (二輪のもの) のを除く。	午後8時 から午前8時まで	115 メートル	片側

を削る。

別表第22(法第4条第1項、第2項及び第50条の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分(停止禁止部分)として区画する場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	摘要
今市町1151番地先	日吉神社前交差点の西方約70メートル地点
横田町大字横田770番地10先	横田入口三差路
横田町大字下横田44番地1先	横田入口南方交差点

方向別通行区分設置場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所(区間)	区間距離(メートル)	車両通行帯の数	左の区画内における交差点の手前の進路変更禁止距離(メートル)	日・時	摘要
斐川町大字莊原町3180番地18先空港西交差点の東詰から東へ34メートルの間の県道出雲空港線	34	3			

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
乃木福富町274番地3先	1	
乃木福富町268番地8先前	1	

場所	自転車横断帯設置数	摘要
別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の三成警察署の項に次のように加える。		

別表第24(法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

表題

場所	自転車横断帯設置数	摘要	場所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町743番地先 出雲警察署西交番前交差点	2		平田町50番地1先 平田高校入口交差点	4	
上塙治町2324番地先 出雲商業高校南方農道交差点	2		上塙治町2869番地6先 三差路	1	
上塙治町3121番地2先 半分大橋北詰三差路	1		上塙治町3121番地2先 半分大橋北詰三差路	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要	場所	自転車横断帯設置数	摘要
斐川町莊原町1939番地7先 南西約200メートル地点の新田上交差点	1		斐川町莊原町1939番地7先 南西約200メートル地点の新田上交差点	1	
別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の平田警察署の項中			別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の江津警察署の項に次のように加える。		

場所	自転車横断帯設置数	摘要	場所	自転車横断帯設置数	摘要
和木町1148番地68先 真島ニュータウン入口三差路	1		和木町1148番地68先 真島ニュータウン入口三差路	1	
別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の津和野警察署の項中			別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の津和野警察署の項中		

場所	自転車横断帯設置数	摘要	場所	自転車横断帯設置数	摘要
平田町50番地1先 平田高校入口交差点	3		六日市町六日市449番地9先 野中交差点	1	

を

規制

場所	自転車横断帯設置数	摘要
六日市町大字六日市449番地9先 野中交差点	5	

に改める。

別表第28（法第4条第1項、法第34条第5項のただし書の道路標識により、多通行帯において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折方法（小回り）の場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所及び進行方向	摘要
斐川町大字莊原町3180番地18先 空港西交差点の県道出雲空港線 (出雲空港方面から平田市方面への右折)	

別表第29（法第4条第1項第2項及び第49条第1項の規定による車両の時間制限駐車区間を指定する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	引き続ぎ駐車できる時間	適用時間	対象車両	区間距離	パーキング・チケット発給機の基數	駐車枠	摘要
朝日町661番地先の主要地方道松江停車場線の当該道路の中央から南側の部分	30分以内	午前8時から午後8時まで	車両（二輪のものも除く。）	49	1	8	

を削る。

別表第30（法第4条第1項、第2項及び第49条の2第3項の規定による車両の駐車できる道路の部分及び駐車方法を指定する場所）の松江警察署の部松江市の項中

規制	規制	規制	規制
規制	規制	規制	規制

平成14年12月24日

島根県報

号外第116号 (14)

平成十四年十一月二十四日印刷

発行者

島

根

県

印發行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所
所長

定価一箇月
金一千四百二十円
(送料共)

毎週火・金曜日発行